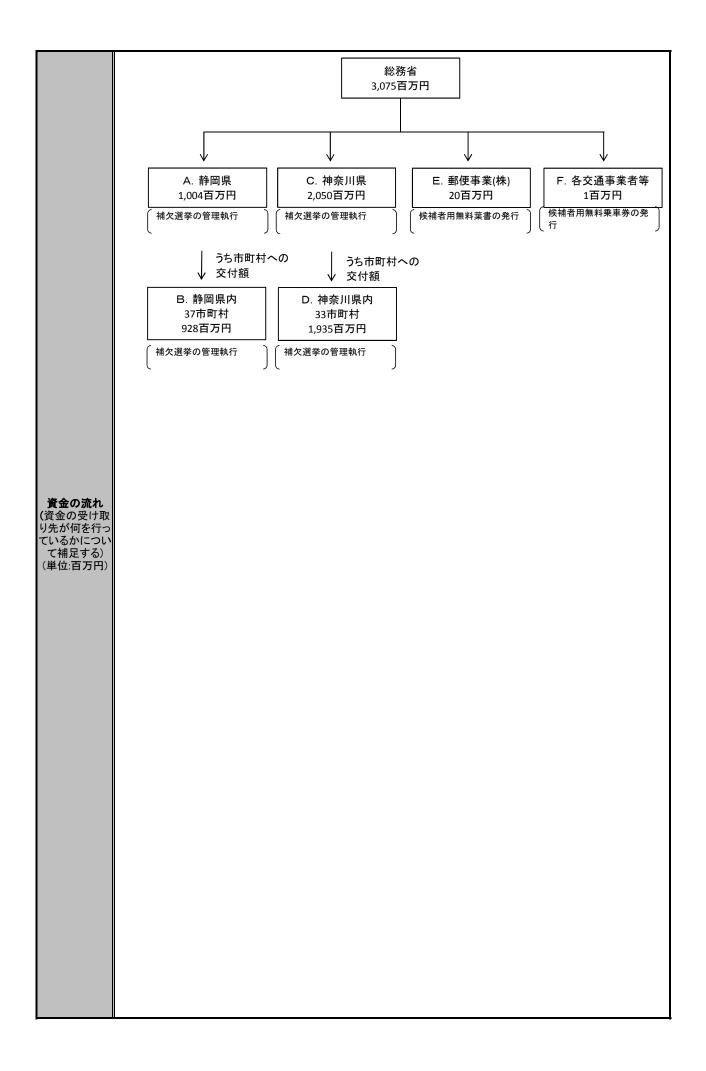
						事業番号	17
	行政事業レビューシート(総務省)					総務省)	
予算事業名		静岡県選挙区及び神奈 院議員の補欠選挙に必		議 事業開始 年度	平成2	21年度	作成責任者
担当部局庁		自治行政	自治行政局選挙部		管理		課長 原山 和巳
会	計区分	一般	会計	上位政策		選挙制度等整備費	
( <b>j</b>	<b>拠法令</b>  体的な  頁も記載)	<ul><li>・地方財政法第10条の4</li><li>・公職選挙法第263条</li><li>・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等</li></ul>		関係する計 画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)		静岡県選挙区及び神奈	静岡県選挙区及び神奈川県選挙区選出の参議院議員補欠選挙の管理執行				
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		静岡県選挙区選出及び神奈川県選挙区選出の参議院議員にそれぞれ1名欠員を生じたため、公職選挙法第33条の2及び第113条の規定により、平成21年10月25日に補欠選挙を行った。 その投票及び開票等の事務並びに公営制度等選挙の管理執行を行うため必要な経費を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等に基づき、静岡県及び神奈川県並びに郵便事業株式会社及び各交通事業者等に交付したもの。					
実	施状況	- 静岡県選挙区(10月8日告示、10月25日投票) - 神奈川県選挙区(10月8日告示、10月25日投票)					
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(補正後)			0		
	<b>算の状況</b> 位:百万円)	執行額			3,075		
		執行率			-		
		総事業費(執行ベース)			3,075		
自己点検	支出先・ 使速水準・ 状況 直しの 余地	・静岡県 ・神奈川県 →国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき、選挙執行経費を算定・交付し、その後各団体における投票所経費、開票所経費等の執行経費の実績報告に基づき、精算。 ・郵便事業株式会社 ・各交通事業者等 →公職選挙法第263条の規定に基づき、選挙公営費を予算計上。その後、候補者の使用実績(無料葉書、無料乗車券)に応じた各事業者からの請求に基づき、支払。  国会議員の選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされている。国が負担するこの経費については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定められている。なお、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律については、平成21年11月に実施された行政刷新会議における事業仕分けの意見等を踏まえ、基準額を引き下げる改正案を国会に提出したところ(審議中)。					
チームの所見 補記	予備費 3,510百万円(平成21年10月16日閣議決定) 執行額 3,075百万円 執行率 87.6%						



E.郵便事業(株) A.静岡県 金額 金額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 選挙公報 選挙公報の印刷費等 その他 候補者用無料葉書 20 11 発行費 公営費 新聞広告、ビラ作成、政見放送等公営費 22 都道府県の選挙事務全般の事務費等(他 事務費等 43 の費目に属するものを除く) 市町村への交付額 928 1.004 計 20 計 うち B.静岡県内37市町村 F.各交通事業者等 金額 金額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) その他 候補者用無料乗車券 投票所経費 投票所に係る人件費等 412 期日前投票所期日前投票所に係る人件費等 45 東海旅客鉄道(株) 東日本旅客鉄道(株) 開票所経費 開票所に係る人件費等 124 選挙公報 選挙公報の配付労務賃等 43 横浜市交通局 発行費 ポスター 掲示場の設置撤去 104 (社)日本民営鉄道協会 掲示場費 市町村の選挙事務全般の事務費等(他の 事務費等 200 費目に属するものを除く) 計 928 計 1 C.神奈川県 G. 金額 余 額 費目 費目 使 途 使 途 (百万円) (百万円) 選挙公報 選挙公報の印刷費等 35 発行費 公営費 新聞広告、ビラ作成、政見放送等公営費 28 都道府県の選挙事務全般の事務費等(他 事務費等 52 の費目に属するものを除く) 市町村への交付額 1,935 2,050 計 O 計 うち D.神奈川県内33市町村 Н. 金額 金額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 投票所経費 投票所に係る人件費等 804 期日前投票所 期日前投票所に係る人件費等 75 開票所経費 開票所に係る人件費等 372 選挙公報 選挙公報の配付労務賃等 90 発行費 ポスタ-169 掲示場の設置撤去 掲示場費 市町村の選挙事務全般の事務費等(他の 事務費等 425 費目に属するものを除く) 計 1,935 計 0

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大と 金額がる者出していて記されていて記載する。 使済と実情 の双方かるように

記載)

# 0 地 方財政 法 ) 抄

(昭和二十三年七月 七 日 法 律第百 九 号)

方公共団

第十条の四 げるような経費に |な経費については、地方公共団体は、その経費を負担す||専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に||体が負担する義務を負わない経費)

選挙、 最高裁判 所裁判官 国民 【審査及び国民投票に

# 0 公職 選挙法

(昭和二十五年四月十五日 法 律第百号)

六十三条 議員又は 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げ参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

十二 第百七十六条の規定による交通機関の使用に要する費品がの二〜十一 略 十項の規定による通常葉書及びビラの作成に要する費用 一条百四十二条第一項の規定による通常葉書の費用並びに四〜五の四 略 する費用 日条第

第百七十六条の規定による交通機関の使用に要する費用

# 0 (昭和二十五年五月十五日法律第百七十九号) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(抄)

する国会議員の選挙等の執行につする国会議員の選挙等の執行につ い市 7 X 国町 が 村の 2負担す 選挙管理委員会が管 る経費の 基準 -を 定 理

第十九条

以下

ー 投票所経費 目について定める。 (経費の基準の算定) 第二条 略 の執行経費の基準は、 次に掲げる経費の

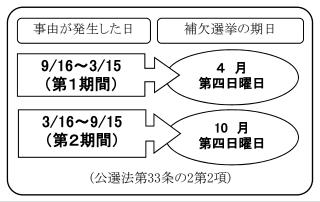
種

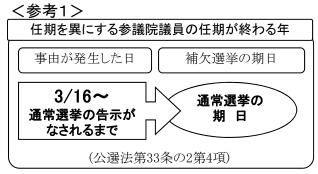
# 参議院選挙区選出議員の補欠選挙の概要

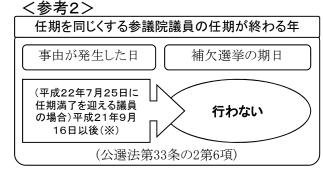
### 補欠選挙の期日

欠員の数が当該選挙区の議員の定数の4分の1を超えたとき補欠選挙を行わなければならない。

(公職選挙法第113条第1項第4号)







※任期が終わる日の6月前の日が属する第1期間又は第2期間の初日以後

# 補欠選挙の管理執行及び経費

参議院の選挙区選出の議員の選挙は都道府県の選挙管理委員会が管理。(公職選挙法第5条)

## 都道府県選挙管理委員会

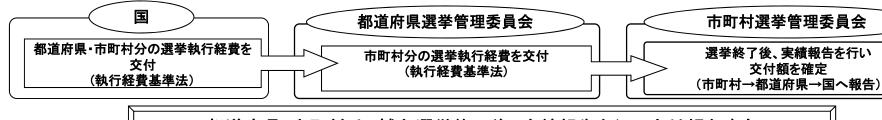
全体の管理

選挙公報印刷、新聞広告等選挙公営等の事務

#### 市町村選挙管理委員会

投票事務、開票事務、選挙公報配付、 ポスター掲示場設置等の事務

国会議員の選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を負担。 (地方財政法第10条の4、公職選挙法第263条、執行経費基準法)



都道府県・市町村は、補欠選挙終了後、実績報告を行い交付額を確定

# 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する 法律の一部を改正する法律案の概要

#### 1 改正の趣旨

国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準について、最近における公務員給与の改定、諸物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費等について所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙 執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の 基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に 即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- (2) 最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- (3) 施行は公布の日からとすること。

#### (参考)

#### 1 改正による選挙執行経費への影響額(地方公共団体委託費)

WTICO OF THINKS			只 /	
	改正案	現行	差引	減少率
	A	В	C (A-B)	D(C/B)
衆議院議員総選挙	536. 2億円	619.7億円	-83.5億円	-13.5%
参議院議員通常選挙	436.4億円	517.4億円	-81.0億円	-15.6%

- (注) 1 衆議院のBは、平成21年衆院選の予算額である。
  - 2 参議院のBは、仮に改正しなかった場合の積算額である。

#### 2 主な改正点

① 投票所経費(第4条)

(改定例:市の中の投票区で、選挙人数が2千人以上3千人未満の基準額)

区 分		改正案	現行額	伸 率
休日投票		1 投票所につき	1 投票所につき	1H <del>TT</del>
	衆議院議員選挙	318, 823円	403, 253円	-20.9%
	参議院議員選挙	312, 495円	397, 501円	-21.4%

- (注) 上記の投票所経費において選挙執行の状況を踏まえ見直した内容 (衆参共通)
  - ・投票所の事務従事者数に賃金職員を導入する(正規職員8人→正規職員6人、賃金職員2人)。
  - ・投票事務に要する時間を16時間から14時間に見直す(法定13時間・準備撤去1.5時間ずつを、 法定13時間・準備撤去0.5時間ずつに見直す。)。

#### ② 開票所経費(第5条)

(改定例:市の中の開票区で、選挙人数が3万人以上4万人未満の基準額)

区 分	改正案	現行額	伸率
休日投票(即日開票)	1 開票所につき	1 開票所につき	14 <del>14</del>
衆議院議員選挙	1, 165, 401円	1,581,716円	-26.3%
参議院議員選挙	1, 165, 401円	1,581,716円	-26.3%

- (注) 1 上記の開票所経費において選挙執行の状況を踏まえ見直した内容 (衆参共通)
  - ・開票所の事務従事者数に賃金職員を導入する(正規職員105人→正規職員93人、賃金職員12人)。
  - ・開票事務に要する時間を5時間から4時間に見直す (開票4時間・準備撤去30分ずつを、 開票3時間・準備撤去30分ずつに見直す。)。
  - 2 基準額のほか、4万人以上の開票所に適用される加算係数を0.30から0.15に見直す。

#### ③ 選挙公報発行費(第7条)

(改定例:70万世帯以上100万世帯未満の都道府県の基準額)

区 分		改正案	現行額	伸率
		1世帯につき	1世帯につき	TH #
	小選挙区選挙又は 選挙区選挙	38. 42円	42.73円	-10.1%
	比例代表選挙	17.41円	17. 48円	-0.4%

(注) 選挙公報は、(小)選挙区選挙と比例代表選挙の公報が併せて配布されている。 そのため、配布経費は、(小)選挙区選挙に係る発行費にのみ計上されている。

#### ④ ポスター掲示場費(第8条の2)

(改定例:1箇所当たりの区画数が9未満の基準額)

	(2001) - 10/14/19 - 20/19/19 - 20/19/19					
区分		改正案	現行額	伸 率		
		1箇所につき	1箇所につき	1H <del>TT</del>		
	区に設置されるもの	14,700円	15, 225円	-3.4%		
	市に設置されるもの	13,650円	14, 175円	-3.7%		
	町村に設置されるもの	12,600円	13, 125円	-4.0%		

#### 行政事業レビュー 論点等

予 算 事 業 名	静岡県選挙区及び神奈川県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に		
	必要な経費		
21 年度補正後予算額	3,075 百万円		
	論点等		

#### 〇地方団体からの支出先、支出内容の妥当性

- ・ 国は、静岡県、神奈川県及び両県内市町村の支出内容等をどう把握しているのか。 また、その支出内容は適正か。
- 効率的な補欠選挙の執行のために、さらに改善できる点はないか。

#### 〇地方団体に対する交付額の妥当性

- ・ 地方団体に対する執行委託費交付額について、これまでの実績や昨年の事業仕分けで の意見等を踏まえ、どのような点を見直したのか。
- ・ 今後、さらに見直す余地はないか。

#### 〇ベストプラクティスの活用による効率化

- ・ 独自の工夫により経費節減を図った地方団体の取組み、いわゆるベストプラクティス の活用をどのように行なっているのか。
- · 法改正を待たなければ効率化できないのか。